

仕 様 書

- 1 件 名 令和元年度「東京手仕事」プロジェクト普及促進「MAISON & OBJET 2019 9月展」出展に係る海外出張に伴う航空券等の手配業務の委託
- 2 委託内容 航空券等の手配
- 3 委託期間 契約締結日の翌日から令和元年9月30日まで
- 4 出張経路及び人数 日程 東京⇒パリ⇒東京（10日間）：4名
- 5 出張行程 別紙1スケジュールのとおり
- 6 展示会・販売会会場
（1）展示会場
MAISON & OBJET メゾン・エ・オブジェ
Parc des expositions de Paris Nord Villepinte
パーク・デゼクスピジョン・ドゥ・パリ・ノード・ヴィルパント
ZAC Paris Nord 2, 93420 Villepinte, France
（2）販売会場
MARK' STYLE TOKYO Paris Le Marais
マークスタイルトーキョー パリ ル・マレ店
6, rue du Trésor, 75004 Paris, France

7 見積算出方法

別紙1スケジュールに基づき、下記内訳ごとの見積及び総合計金額を提示すること。

(1)	航空券 *1	4名分（東京↔パリ往復）
(2)	宿泊先 *2	4名分×8泊分(パリ)
(3)	送迎車 *3	9/4～9/10宿泊先とパリ展示会場の往復送迎（7日分） ① 9/3到着便に合わせパリ空港に出迎え、展示会場を経由して宿泊先へ送ること ② 9/11出発便に合わせ、宿泊先からパリ空港へ送ること
(4)	パリ市内交通の地下鉄乗車券回数券（10枚1セット）	2セット（20枚）
(5)	携帯電話*4	1台
(6)	WiFi機器*5	4台

- *1 航空券・施設使用料・空港税・燃油サーチャージ・航空保険料等を提示すること。また、「9 その他」の要件も考慮すること。
- *2 パリのホテルは、「8 その他」の要件を考慮すること。
- *3 ①送迎のための車両は、ドライバー、日本語ガイド、手荷物等を考慮して手配し、空港やホテルのチェックイン時はサポートを行うこと。また、会期中の展示会場とホテルの往復は、更に商品や備品などの運搬を考慮し 14 名乗り程度の車両を手配すること。
②ドライバーへのチップも考慮に入れて見積もること。場合によっては、数か所のホテルを回遊して送迎を行うこと。また、事情変更により、日程及び時間を変更する場合があるため、対応できる体勢を整えること。
- *4 出張者の出発から帰国までの間、国際通話が可能で操作の容易な携帯電話を手配すること。日本出発時から使用可能のものとし、使用範囲は東京及び出張都市内とその近郊とする。電話帳登録機能が備わっている機種を手配すること。携帯電話番号は、公社出発日 5 営業日前までに公社に連絡すること。なお、通話料については、帰国後別途精算とする。
- *5 1 日あたりの利用可能なデータ通信量が 500MB 以上のものを手配すること。使用データ量がわかるものを手配すること。

8 その他

- (1) 別紙 1 スケジュールに従って手配を行うこと。
- (2) 航空券は、東京（羽田）発着の便で日系航空会社の航空券を手配すること。東京（羽田）から出発する便は午前発便、パリを出発する便については夜発便とすること。
- (3) 往復の航空券の座席クラスはエコノミーとすること。
- (4) 往復航空券の座席クラスはエコノミークラスの中でも Y クラスとすること。
- (5) 航空券については、出張者の座席指定までを本委託業務に含めること。
- (6) 宿泊場所の要件は下記の通りとする。
 - ①パリのホテルは展示会場の最寄駅から車移動でおおむね 30 分以内、販売会場へは公共交通機関の移動でおおむね 30 分以内とし、地の利及び治安のよい安全な環境を考慮すること。
 - ②パリのホテルは 19 区以外とし「Amarante Beau Manoir」同等クラス以上で、通常シーズンにおいて日本円上限 19,300 円以内であること。
 - ③滞在地でのビジネス活動における市内移動等の利便性が考慮されていること。
 - ④1 名 1 部屋朝食付き、Wi-Fi 環境があること。
- (6) 換算レートは出国時を想定し算出すること。また、航空券等の手配は、事前に公社の意向を十分に確認し、承諾を得た後に行うこと。
- (7) 公社職員出発日 5 営業日前までに渡航にあたっての注意事項を説明すること。
- (8) その他、本仕様書の定めに無い事項については、下記担当者と協議の上、その指示に従うこと。

9 応募参加資格

下記（1）から（4）のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で「委託種目190・その他の業務委託等」で登録があり「C」以上に格付けされているものであること。
- (2) 本委託業務に関し、十分なノウハウを有し、それらを当公社又は官公庁等に対して提供した実績を有している者であること。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。

1.0 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

1.1 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙2「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

1.2 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙3に定めるところによる。

1.3 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

1.4 支払方法

履行確認後、適法な支払請求書を提出した日から30日以内に指定口座に払い込むものとする。

15 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

16 担 当 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援部 城東支社
「東京手仕事」プロジェクト普及促進
TEL 03(5680)4631 FAX 03(5680)0710